

【 手術 】

184 骨折非観血的整復術（鎖骨、膝蓋骨、手、足その他）の算定について

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

肋骨骨折に対する K044 骨折非観血的整復術「3」鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

K044 骨折非観血的整復術「3」鎖骨、膝蓋骨、手、足その他は、骨折部を非観血的に整復した場合に算定するものである。

肋骨骨折に対しては、通常、徒手整復せずに絆創膏等により骨折部固定を行う。したがって、肋骨骨折に対しては、J001-3 鎖骨又は肋骨骨折固定術で算定することが妥当と考える。

以上のことから、肋骨骨折に対する K044 骨折非観血的整復術「3」鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 の算定は、原則として認められないと判断した。